

鳥取県農業経営改善促進資金実施要綱

第1 趣旨

農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき融通される農業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の仕組み

- 1 本資金は、鳥取県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が民間金融機関との協調融資により、意欲ある農業者等の必要とする運転資金を低利かつ円滑に融通するものとする。
- 2 本資金の融通に関する取扱いは、実施要綱の定めによるもののほか、本要綱に定めるところによるものとする。

第3 借入手続

本資金の借入手続は、次によるものとする。

- (1) 借入希望者は、実施要綱様式第2号の資金利用申込書兼借入申込書（以下「申込書」という。）に農業経営改善計画書（実施要綱第2の(1)に定める計画をいう。既に認定を受けているときは認定書を含む。）を添付して、融資機関に提出する。
なお、融資機関は、申込書の受理から、原則として1年半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (2) 特別融資制度推進会議（平成13年9月12日付13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議をいう。以下「推進会議」という。）は、本資金の貸付けに係る認定に関する事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会。（3）及び（4）において同じ。）に委任するものとする。
- (3) (2)により委任を受けた融資機関は、認定に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとし、当該融資機関は推進会議事務局に対し、速やかに、認定を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。
- (4) 融資機関は、慎重な審議を必要とする場合、借入額が極度額等の上限を超える場合又は推進会議から本資金の貸付けに係る認定の事務を委任されない場合には、推進会議に係る書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。
- (5) 推進会議は、(4)についての認定を行ったときは、様式第1号により融資機関に認定通知を行う。
- (6) 融資機関は、借入申込を承諾しようとするときは、様式第2号により借入申込者に承諾通知を行う。

第4 貸付目標額の策定

- (1) 融資機関の貸付予定目標額

融資機関は、市町村その他関係機関と協議して、毎年度、認定農業者に係る融資機関貸付予定目標額を策定し、前年度の1月10日までに様式第3号によりこれを県に提出する。

- (2) 県の貸付目標額

県は、融資機関から提出のあった融資機関貸付予定目標額、基金協会が本資金の貸付けを行うために必要な資金（実施要綱第6の2に定める民間金融機関からの借入金及び第5の2に定める県からの無利子貸付金で構成する資金。以下「県低利預託基金」という。）の造成見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、関係機関と協議し、毎年度、県貸付予定目標額を策定し、これを国と協議する。

- (3) 融資機関別の貸付目標額及び無利子貸付（預託）額

県は、国の内示を受け県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目

標額及びこれに対応する第5の3の預託額を決定し、融資機関及び基金協会に通知する。

第5 県低利預託基金の貸付等

1 基金協会の借入れ

基金協会は、3の規定により融資機関に預託するため、民間金融機関から借入金を次のとおり借り入れるものとし、その他借入れに必要な事項は基金協会が定めるものとする。

- (1) 借入期間 1年以内（原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）
- (2) 借入利率 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知。）第2に国が定める利子補給率の範囲内
- (3) 借入金額 1の認定農業者の貸付目標額の6分の1に相当する額又は県貸付金の額のいずれか低い額

2 県による無利子貸付金の貸付け

県は、基金協会が3の規定により資金の預託を行う場合に、当該預託に必要な資金に充てる資金の貸付けを行うこととし、貸付額及び貸付利率は次のとおりとする。

ア 貸付額 県の貸付目標額の6分の1に相当する額又は3の(1)の認定農業者に係る預託額のいずれか低い額

イ 貸付利率 無利子

3 基金協会による県低利預託基金の預託

(1) 基金協会は、1の借入金及び2の県貸付金により県低利預託基金を造成し、認定農業者に係る預託額については県の指示に従って融資機関に預託する。

(2) (1)の融資機関への預託額及び預託利率は実施要綱第6の2の(2)に定めるところによるものとし、その他預託に必要な事項は基金協会が定めるところによるものとする。

4 融資機関による貸付け

(1) 本資金の融資機関は、実施要綱第6の(3)の①の金融機関とし、本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ、様式第4号により本資金の取扱いに係る届出を基金協会を経由して県に提出するとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものとする。

(2) 融資機関は、実施要綱第4に規定するところに従い、本資金を貸し付けるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成14年8月12日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成15年10月17日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成17年5月20日から施行し、平成17年度の鳥取県農業経営改善促進資金から適用する。

附 則

この要綱の改正は、平成19年6月15日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年 4 月 21 日から施行し、平成 20 年度から適用する。

附 則

この改正は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 9 月 16 日から施行し、平成 27 年度から適用する。